

避難所マニュアル ＜生活ルール編＞

平成29年

北海道長万部町

も く じ

1	はじめに		1
2	生活ルールの参考例		
	◆共通ルール		2
	◆共同生活上のルール		3
	◆トイレ使用のルール		4
	◆火気使用のルール		4
	◆夜間の警備体制について		5
	◆食料配付のルール		5
	◆ペット飼育のルール		6
	◆マスコミへの対応ルール		6
	◆来訪者への対応ルール		7
	◆郵便物等の取り次ぎルール		7

1 はじめに

○なぜ、生活ルールが必要か

避難所での生活は、いろいろな人との共同生活になります。

いつもと違う生活で体調を崩してしまう人、災害の恐怖から自分を見失い、他人に迷惑をかけてしまう人……。いつもは起こらないはずの事態が、災害という非常事態の中では起きてしまいます。

そのため、避難者が少しでも快適に生活できるように、避難所では共通のルールが必要になります。

○生活ルールを作成するときの注意

1. ルールは自分たちで決める

この生活ルールブックは一つの目安です。必ずしも全ての項目を決める必要はありません。

避難所で生活し、避難所を運営するのは避難者自身ですので、自分たちの生活ルールとして、よりよいものを作りましょう。

2. 避難所は被災者の生活再建を助ける場

避難所は、災害時における避難者の安全と安心の場であることを目的とした「過ごすところ」であり、「住むところ」ではありません。

避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向かって行かなければなりません。避難所を被災者の生活再建を助ける場にしましょう。

2 生活ルールの参考例

＜共通ルール＞

- ▶避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- ▶避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- ▶避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - 犬・猫など動物類は、決められた場所で飼育いただくようお願いします。
- ▶居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- ▶避難所によって使用できない部屋などがあります。「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の張り紙の内容には必ず従ってください。
- ▶食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから配付します。
 - 不足する場合は、子供・妊産婦・高齢者・障がい者の方々に優先して配付します。
 - 食料・物資は、個人ではなく、居住組を決めて居住組ごとに配付します。
 - 在宅被災者については、原則として避難所に受け取りに来てください。
 - 粉ミルク・お粥・紙オムツなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。
- ▶喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- ▶このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

◆共同生活上のルール

区分	内容
生活時間	●起床時間： 時 分 ●消灯時間： 時 分 *廊下は点灯したままとし、居住スペースは照明を消します。 ●食事時間 朝食： 時 分 - 昼食： 時 分 - 夕食： 時 分 *食料の配付は、居住組単位で行います。
清掃	●世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任をもって清掃します。 ●世帯スペース間の通路など、居住組単位で共有する部分については、相互に協力して清掃します。 ●避難所全体で共有する部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ●トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。
洗濯	●洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ●洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の使用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
ごみ処理	●世帯ごとに発生したごみは、原則としてそれぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ●共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。 ●ごみの分別を行ってください。
プライバシー	●居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり、のぞいたりしてはいけません。 ●居室内で音声の発する機器を使用するときは、周囲の迷惑にならないよう、イヤホンを使用してください。 ●携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、夜間は居室内で使用しないでください。

◆トイレ使用のルール

- ▶ トイレットペーパーは、施設にあるものを使用し、物資の支援が始まった後は町災害対策本部に要請します。
- ▶ 手洗い用の水が確保できない場合は、施設の消毒液やペットボトルの飲料水を活用します。
- ▶ みなさんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ▶ トイレ掃除や水汲みは、避難者全員で当番制で行います。
居住組ごとに割り振りますので、協力して行いましょう。
手洗い用の水が確保できた場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。
- ▶ 仮設トイレは、汲み取り業者の手配が必要ですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が環境衛生班に報告してください。

◆火気使用のルール

- ▶ 避難所で火気を使用するスペースは、原則として●●室とします。
○居住スペースでの火気の使用は禁止します。
○個人のカセットコンロを使用する際も●●室で使用してください。
- ▶ 夜間（■時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。
使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。
- ▶ 居住スペースで使用するストーブは、居住組で責任をもって管理してください。
燃料を交換する際は、食料・物資班に申し出てください。
- ▶ ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- ▶ 避難所の居住スペースは禁煙です。なお、××を喫煙スペースとします。
- ▶ 吸い殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施してください

◆夜間の警備体制について

- ▶夜間は、共有部分は消灯せず、●●時に居住スペースのみ消灯します。
- ▶夜間は、不審者の侵入を防止するため、■の入口以外、施錠します。
緊急時には、他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
- ▶夜間は、避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、一声かけてください。
- ▶当直は、交代制で行います。みなさんの協力をお願いします。

◆食料配付のルール

- ▶食料・物資・水などは公平に配付します。
- ▶数量が不足する物資などは、子供・妊産婦・高齢者・障がい者に優先して配付します。
- ▶物資などは、原則毎日▲時頃に、場所は■で食料・物資班が配付します。食料・物資班の指示に従い受け取ってください。
- ▶物資は、各居住組単位で配布します。代表者が受け取り、各居住組で分配してください。
- ▶必要な物資がある場合は、食糧・物資班に申し出てください。

◆ペット飼育のルール

- ▶避難所では、多くの人たちが共同生活を行っています。
ペットの飼い主のみなさんは、ペット飼育のルールを守ってください。
- ▶ペットは、指定された場所で、必ずゲージにいれるかリードにより繋ぎとめてください。
- ▶飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ▶ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ▶飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、必ず後片付けを行ってください。
- ▶給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ▶運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ▶他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに環境衛生班まで申し出てください。

◆マスコミへの対応ルール

- ▶マスコミ対応窓口は情報広報班とします。対応の際は、委員長、副委員長又は避難所担当職員など複数人で対応します。
- ▶取材に応じる場合、プライバシーに配慮し可能な限り居住スペースは避けてください。
- ▶研究者が調査目的で来訪した場合も、同様の扱いとします。

◆来訪者への対応ルール

- ▶特定の避難者を訪ねてきた場合は、受付で確認し、本人又は家族に了解を得たうえで対面させます。

◆郵便物等の取り次ぎルール

- ▶避難者への郵便物や宅配物は、郵便局員又は宅配業者から直接本人へ手渡してもらうことになりますが、防犯のため、受付で確認し本人を呼び出して渡します。
- ▶本人が不在の場合、受付で預かり、確実に本人に渡るようにします。